

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和8年(2026年)年3月26日

下関市長 前田 晋太郎

記

1 業務名

下関市環境施設課タブレット端末賃貸借（長期継続契約）

2 賃貸借内容

別紙1「仕様書」、別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」及び別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和11年4月30日まで

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

下関市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第1条第1号による。

4 賃貸借期間

令和8年5月1日から令和11年4月30日まで（36カ月）

5 入札参加条件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであ

- ること。
- (2) 公告日において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の「賃貸借（リース）」のうち「コンピュータ及び周辺機器」に登録されていること。
 - (3) 下関市内に本社、本店又は支店、営業所を有する業者であること。
 - (4) この公告の日から本業務入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
 - (6) 次項に示す入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

6 申請方法

別紙4「入札参加資格確認申請書」に、次の(※)に示す書類(1部)を必要に応じて添付し、下関市環境部環境施設課(以下「環境施設課」という。)(郵便番号751-0847 下関市古屋町一丁目18番1号 環境部 管理棟1階)に提出のこと。郵送の場合は「一般書留」または「簡易書留」等発送事実を証することができる方法による場合に限り受け付けるが、次項に示す提出期限内に必着のこと。審査の結果は、別紙5「入札参加資格確認通知書」で通知する。

(※) 過去2年間において国又は地方公共団体その他公共団体と種類及び規模がほぼ同じ契約を締結し、業務を履行した実績を有することを証する書面。

7 申請書提出期限

令和8年4月6日（月）午後1時までとする。

申請書及び添付書類に不備がある場合、又は提出期限を超過した場合は受理しない。

8 契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時 入札公告日～令和8年4月14日（火）午後3時

(2) 備付場所 下関市ホームページ

9 質問の方法

本業務に関する質問は、書面の提出又はファクシミリ若しくは電子メールによること。なお、発送後は到着確認を行うこと。

FAX 番号：083-252-1956

電子メールアドレス：kksisetu@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

質問の期限は、令和8年4月2日（木）午後1時までとする。

質問の回答は、速やかに質問提出者のみに回答する。

10 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年4月14日（火）午後2時00分

(2) 入札場所 下関市リサイクルプラザ管理棟4階 会議室

11 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

12 契約保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13 入札等に関する注意事項

(1) 入札参加資格確認申請にかかる費用は全て申請者の負担とする。

- なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (2) 入札参加資格確認申請者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を環境施設課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
 - (3) 入札において使用する入札書は、別紙6「入札書」の様式を使用すること。
 - (4) 入札金額には、消費税及び地方消費税相当額は含めず正数で明示すること。
 - (5) 代理人に入札させるときは、別紙7「委任状」を代理人に持参させること。
 - (6) 入札参加者が事情により入札を辞退するときは、事前に別紙8「入札辞退届」を提出すること。
 - (7) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなるときは、入札に参加できない。
 - (8) 次の入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
 - イ 委任状を持参しない代理人のした入札。
 - ウ 納付が必要な入札保証金の納付がない者、又はその不足する者がした入札。
 - エ 金額を訂正した入札書による入札。
 - オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書（入札者が明瞭でない入札書、又は入札価格の判読できない入札書）による入札。
 - カ 入札書に、記載したものを容易に消去することができる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用したもの。
 - キ 競争に際し、不当に金額を引き上げる目的で、明らかに連合したと認められる者のした入札。
 - ク 同一契約の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者を代理している者のした入札。
 - ケ 入札者の記名・押印のない入札書、又は住所の記載のない入札

書による入札。

コ 再度入札において、初回入札又は2回目の入札における最低入札価格を下回らない金額を記入した入札書による入札。

サ 関係法令やその他入札に関する公告等に掲げる条件に違反した入札。

(9) 開札をした場合で、契約規則第9条第1号の規定により定めた予定価格以下の価格の入札がないときは、初回の入札の継続として、予定価格に達するまで、2回(初回入札を含め3回)を限度に再度入札を行う。なお、再度入札において、前号コに該当し、無効となった入札書を提出した者は、この契約における再度入札への参加資格を失う。

(10) 本業務において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。

(11) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

(13) 入札参加者は、開札後、入札条件の不知、又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.4 開札及び落札者の決定

(1) 開札

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行う。

(2) 落札者の決定

下関市の予定価格以下の入札金額のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価の入札者が二者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。

(3) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたとき、並びに本業務に必要な人員及び有資格者の配置が出来なくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

1 5 その他

契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該契約金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を変更又は解除する。

以上